資　格

競争参加者の資格に関する公示

独立行政法人水産総合研究センターにおける、平成24年度物品の製造・物品の販売・役務の提供等及び物品の買受け（以下「物品の製造等」という。）及び平成24年度建設工事及び測量・建設コンサルタント等（以下「建設工事等」という。）に係る競争契約の参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

なお、有効期間が平成25年３月31日までとする資格を有する者は、本公示に基づく申請の必要はありません。

また、各省各庁における平成22・23・24年度物品の製造等、及び農林水産省大臣官房経理課における平成23・24年度建設工事等の競争契約の参加資格を有する者については、独立行政法人水産総合研究センターの競争入札にも参加できるため、本公示に基づく申請の必要はありません。

平成24年１月31日

独立行政法人水産総合研究センター

理事長　松里　壽彦

◎調達機関番号　540　◎所在地番号　14

１　資格の種類

⑴　物品の製造　①衣服・その他繊維製品類②ゴム・皮革・プラスチック製品類③窯業・土石製品類④非鉄金属・金属製品類⑤フォーム印刷⑥その他印刷類⑦図書類⑧電子出版物類⑨紙・紙加工品類⑩車両類⑪その他輸送・搬送機械器具類⑫船舶類⑬燃料類⑭家具・什器類⑮一般・産業用機器類⑯電気・通信用機器類⑰電子計算機類⑱精密機器類⑲医療用機器類⑳事務用機器類㉑その他機器類㉒医薬品・医療用品類㉓事務用品類㉔土木・建設・建築材料㉕その他

⑵　物品の販売　物品の製造の資格の種類に同じ。

⑶　役務の提供等　①広告・宣伝②写真・製図③調査・研究④情報処理⑤翻訳・通訳・速記⑥ソフトウェア開発⑦会場等の借り上げ⑧賃貸借⑨建物管理等各種保守管理⑩運送⑪車両整備⑫船舶整備⑬電子出版⑭その他

⑷　物品の買受け　①立木竹②その他

⑸　建設工事　①土木一式工事②建築一式工事③大工工事④左官工事⑤とび・土木・コンクリート工事⑥石工事⑦屋根工事⑧電気工事⑨管工事⑩タイル・れんが・ブロック工事⑪鋼構造物工事⑫鉄筋工事⑬ほ装工事⑭しゅんせつ工事⑮板金工事⑯ガラス工事⑰塗装工事⑱防水工事⑲内装仕上工事⑳機械器具設置工事㉑熱絶縁工事㉒電気通信工事㉓造園工事㉔さく井工事㉕建具工事㉖水道施設工事㉗消防施設工事㉘清掃施設工事

⑹　測量・建設コンサルタント等　①測量②土地家屋調査③建設コンサルタント④建築士事務所⑤計量証明⑥地質調査⑦補償コンサルタント⑧その他

２　申請の時期及びその方法等

⑴　申請の時期　平成25年３月31日までは随時申請の受付を行うが、資格を付与したときから有効となるため、希望する調達案件の入札に間に合わないことがある。

⑵　申請書の入手方法　「一般競争(指名競争)参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）（物品の製造等)」「申請書（建設工事)」及び「申請書(測量・建設コンサルタント等)」は、別表に掲げる配布場所において、競争参加資格を得ようとする者に無料で交付する。また、インターネットのホームページ（http://www.fra.affrc.go.jp/cont02/shisetu/index. html）にて申請書を出力することもできる。

⑶　申請書の提出方法　申請書に次の書類を添付して、別表の申請場所に持参又は郵送（書留郵便又は配達記録郵便）をすること。持参の場合の受付は、土曜・日曜及び祝日を除く10時から17時（但し、12時から13時を除く。）とする。

①　物品の製造等に係る競争契約の申請を行う場合

ア　登記事項証明書又は登記簿謄本（以下「登記事項証明書等」という。)(法人の場合）若しくはその写し

イ　財務諸表類（法人の場合）又は営業用純資本額に関する書類及び収支計算書（個人の場合）

ウ　営業経歴書

エ　納税証明書（国税通則法施行規則別紙第９号書式その３又はその３の２若しくはその３の３。以下同じ。)の写し

②　建設工事に係る競争契約の申請を行う場合

ア　営業所一覧表

イ　総合評定値通知書の写し

ウ　納税証明書の写し

エ　共同企業体協定書の写し（共同企業体として申請する場合）

オ　共同企業体等調書（共同企業体として申請する場合）

カ　申請者が合併新設会社又は合併存続会社で合併後５年未満の場合には当該事実を証明する書類

キ　グループ経営事項審査及び持株会社経営事項審査の結果に基づく申請の場合には企業集団及び企業集団に属する建設業者についての数値認定書

③　測量・建設コンサルタント等に係る競争契約の申請を行う場合

ア　営業所一覧表

イ　財務諸表類

ウ　登記事項証明書等（法人の場合）又はその写し

エ　登録証明書等(登録を受けている場合）又はその写し

オ　納税証明書の写し

⑷　申請書等の作成に用いる言語

①　申請書及び財務諸表は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語表記のものは、日本語の訳文を付記、又は添付すること。

②　添付書類のうち、金額欄に外国貨幣額を使用している場合は、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により邦貨額に換算し、記載すること。

３　競争参加資格を付与しない者

⑴　特別な理由がある場合を除き、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。但し、未成年者・被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は除く。

⑵　申請書及び審査に必要な書類に故意に虚偽の事実を記載した者又はこの者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者。

⑶　数人の建設業者が共同して工事を施工する協定により結成した企業体（共同企業体）であって、その構成員に前記⑴、⑵に該当する者を含む者。

４　競争参加者の資格及びその審査

⑴　競争に参加できる者の資格審査は、物品の製造等を希望する者にあっては別記１の項目ごとの実数に基づき付与数値を算定し、建設工事を希望する者にあっては総合評定値通知書の総合評定値（Ｐ)を付与数値とし、測量・建設コンサルタント等を希望する者にあっては別記２の項目ごとの実数に基づき付与数値を算定し、その合計点をもって行う。

⑵　競争に参加できる者の資格は、前記⑴の合計点により別記３の区分に基づいて格付けする。

５　資格審査結果の通知　「資格審査結果通知書」により通知（申請書に記載された住所で代表者あてに郵送）する。

６　資格の有効期間　資格を付与されたときから平成25年３月31日までとする。

７　競争参加資格を有する者の名簿の閲覧、及び資格審査に関する照会は別表の申請場所で行う。

８　会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者の取扱い

⑴　今回の申請時において会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続申請中の者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続申請中の者は、手続開始の決定を受けた者（以下「更生手続等開始決定者」という。)となった後に申請を行うこと。

⑵　平成22・23・24年度物品の製造等に係る競争契約の参加資格を有する者、平成23・24年度建設工事等に係る競争契約の参加資格を有する者が更生手続等開始決定者となった時は、再度の申請を行うことができる。

⑶　更生手続等開始決定者であって、再度の申請を行わないときは、競争参加資格が取り消される場合がある。

９　合併等により新設された会社等の取扱い　合併等により新設された会社等とは、次の①から⑤までに掲げる会社等をいい、合併等後の経営事項審査を受けている者は、再度の一般競争(指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。

①　合併等により新たに会社が設立された場合における新設会社又は合併により、その一方が存続した場合における存続会社